

意見書案第1号

種苗法改定の慎重審議を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『種苗法改定の慎重審議を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年3月27日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	吉高 裕佳子
〃	〃	次田 典子
〃	〃	青木 綱次郎

種苗法改定の慎重審議を求める意見書（案）

2019年11月15日に農林水産省の優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会は、2020年第201回国会に上程される種苗法改正案の土台となる新品種保護に関する対策を取りまとめた。そして先日3月3日には種苗法改定案が、閣議決定し国会に上程された。

改定により、これまで自由に行うことができた登録品種の自家増殖が許諾制になれば、新たな料金が発生し、許諾手続も煩雑になり、農家の負担が増す可能性がある。また、作付けのたびに新たに種子を購入しなければならず、これまでも高齢化や零細経営に苦しめられてきた個人農家の離農に拍車がかかることが懸念される。

2018年4月1日に種子法が廃止されたが、種子の安定供給について国が責任を放棄したことから全国で不安の声が上がっている。与党議員団からも反対の声が上がり各自治体独自で条例を策定する動きが今も続いている。現在独自の条例を策定した道県は15、準備段階や働きかけが始まっている県を加えると30にもものぼる。京田辺市議会においても同年に「主要農産物種子法復活に関する意見書」が可決されている。

また、種子法廃止の際にも問題となった国民への周知、議論不足は今回も同じであり、種苗法改定についても当事者である農業従事者にさえも周知や丁寧な説明がされていない状況である。

今回の改定は「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」とされているが、そもそも海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法であると農林水産省自身も過去に認めている。そして既に海外持ち出しは現行法第21条第4項で禁止されており、ユポフ条約加盟国には品種登録を行うことや刑事告訴で防ぐことができることから、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁止することでの効力は極めて薄いとされている。

種子法廃止や農業競争力強化支援法により、民間参入を推し進め農業のグローバル化を目指す一方で種苗法の改定により日本の農業を守るために海外流出を防止する、と謳うことは明らかに矛盾している。

また、従来通りの増殖や利用に制限がないとされている在来種（一般品種）であっても、例えば少し手を加えるだけで新品種として登録可能ではないかと専門家からも疑問視されており、自家増殖の禁止の懸念は払拭されていない。

日本の農業の約9割は家族経営農業であり、種苗法改定で、その地域の農業を支えてきた優秀で安価に提供される品種が減り、大手種苗会社とグローバルアグリビジネスによる品種が席卷するならば、農業・農作物の多様性と持続可

能な農業への道が阻害され、食生活・食文化の衰退、ひいては地域社会そのものと日本の食文化そのものも衰えてしまうことになりかねない。

国連は2019年～2028年を「家族農業の10年」と定めている。家族農業は、社会経済、環境、文化などの側面で中心的な役割を担っていることから、家族農業に係る施策の推進などを求めている。持続可能な農業を目指すならば、家族農業を守り支えることがより重要である。

また、グローバルアグリビジネス企業の進出が強くなることで、遺伝子組み換え食品やゲノム編集、RNA干渉など、食の安全がより一層危険に晒される。

食べることは生きること。食は人間の生活の根幹であり、「食料への権利」として世界人権宣言にも明記されていることから、農業者の権利と消費者の選ぶ権利を保障する必要がある。

国においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、農家の権利を制限する種苗法改定の慎重審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

意見書案第2号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書』を別紙のとおり提出する。

令和2年3月27日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	
		久保 典彦
〃	〃	次田 典子
〃	〃	吉高 裕佳子
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	上田 毅
〃	〃	河本 隆志
〃	〃	向川 弘

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書(案)

世界で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）を宣言するなど、未だ事態の収束は見えない。

我が国においても、この間、保険・医療体制の拡充、各種イベント等の中止・延期や学校の全国一斉臨時休業の要請、緊急対応策第一弾及び第二弾のとりまとめ、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正など、さまざまな措置を講じられてきた。京田辺市もこれらの措置に対応し、学校臨時休業の調整や子ども居場所の確保などに取り組み、また、職場・学校・地域、そして国民一人ひとりが感染拡大防止に努め、国と府と一体となり全力を尽くしているところであるが、感染者増加の懸念は拭い切れず、依然として予断を許さない状況である。また、感染された方に対する人権等を侵害する事案も見受けられる。

感染の拡大と影響の長期化に伴い、保険・医療機関・介護・障がい者施設等にかかる負荷はより大きくなることが見込まれる。そして経済面では、中小・小規模零細事業者、個人事業主やフリーランス、製造業や観光業はじめ業種、規模、地域を問わず、多くの事業者が厳しい状況に追い込まれ、雇用の確保や事業の継続をも危ぶむ声も出てきている。今後、世界規模での経済の縮小が予測され、デフレからの脱却が見え始めた日本経済が、リーマンショック以来の危機的状況に陥る懸念が現実味を増している。

については、国におかれては、感染の爆発的な拡大の防止と重症化の予防に必要な措置を講じ、早期に事態を収束させるとともに、厳しい経済環境にあっても国民生活の安定を確保するために、下記の事項について、迅速に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 冷静に行動できるよう、国民、地方公共団体に対し、感染予防及び治療体制等について、正しい情報を迅速に提供すること。
- 2 感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査（PCR法）体制のいっそうの強化、充実を早急に図ること。
- 3 マスクや消毒液等の衛生資材が、医療機関や介護施設をはじめ必要な国民のために安定的に提供されるよう、必要量の確保に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官